

長第 12010002 号  
平成 29 年 12 月 1 日

対象事業所管理者 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)

平成 30 年 2 月 28 日から平成 30 年 4 月 29 日の間に指定有効期限を迎える  
介護保険事業所及び介護保険施設における更新の申請について (通知)

平素より、県高齢者福祉にご協力いただき、ありがとうございます。

標記申請に係る手続きについては、平成 30 年 3 月 31 日に指定有効期間の満了を迎える  
事業所等が集中するため、下記のとおりとしますので、提出期限までに更新申請書を提出  
してください。

## 記

### 1 対象事業所

平成 30 年 2 月 28 日～平成 30 年 4 月 29 日までの間に指定有効期限を迎える県指定の  
介護保険事業所及び介護保険施設

※居宅介護支援事業にあつては、平成 30 年 2 月 28 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間  
に指定有効期限を迎える事業所が対象

※平成 30 年 3 月 31 日が指定有効期限満了日となっている介護療養型医療施設も対象

### 2 更新申請書の提出期限等

平成 30 年 1 月 15 日 (月)までに下記提出先へ **3 部持参** (郵送は不可)

### 3 提出先

対象事業所所在地を管轄する各振興局健康福祉部保健福祉課

(串本町及び古座川町内の事業所は、東牟婁振興局健康福祉部串本支所地域福祉課)

<裏面へ続く>

#### 4 提出書類

- ・通常の更新申請の手続きのとおり（詳細はきのくに介護 de ネット参照）
- ・各提出書類は、平成 30 年 2 月 1 日を基準として記載
- ・基準日（平成 30 年 2 月 1 日）から申請内容に大きな変更がある場合（人員基準欠如となる場合等）は、提出先（各振興局健康福祉部保健福祉課）の担当者へ速やかに連絡すること

#### 5 その他

- ・更新申請が行われない場合は、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなり、介護報酬の請求ができなくなります。
- ・休止中の事業所は、休止中のままでは、人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないため、更新を受けることはできません。そのため、原則として、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。
- ・指定有効期限が平成 30 年 3 月 31 日以降となっている介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業へ移行するため、更新することはできません。
- ・地域密着型サービス事業所及び総合事業並びに和歌山市内に所在する介護保険事業所及び介護保険施設は、所管の市町村の指示に従ってください。

事務担当：サービス指導班 芝田

電話：073-441-2527（直通）